

# みえ森と緑の県民税(県民税均等割の超過課税)

県税

森林は土砂災害の防止、水を貯え洪水や濁水を緩和するなど私たちの生活に欠かすことのできない大切な働きを持っていますが、山村地域の過疎化等により手入れが不足した荒廃森林が増えています。異常気象が増加していることも考え合わせると、自然災害の発生リスクが高まっていると考えられ、「災害に強い森林づくり」を緊急に進める必要があります。また、将来にわたり「災害に強い森林」を引き継いでいくには「県民全体で森林を支える社会づくり」も進める必要があります。森林の恩恵は、全ての県民が受けていることから「みえ森と緑の県民税」を導入しています。

## 1 「みえ森と緑の県民税」のしくみ

● 県民税均等割に上乗せして納めていただきます。

	個人	法人
納める方	1月1日現在で三重県内に住所がある個人、家屋敷等を有する個人(個人の県民税均等割の納税義務者) ※前年の合計所得金額が一定金額以下であること等の理由により、県民税均等割が非課税の方には課税されません。	三重県内に事務所等を有する法人等(法人の県民税均等割の納税義務者)
納める額	<b>年額 1,000円</b> みえ森と緑の県民税を上乗せした県民税均等割額は、下記の表のとおりとなります。	資本金等の額により <b>年額 2,000円～80,000円(県民税均等割額の10%相当額)</b> ※詳しくは19ページをご覧ください。
納税の方法	個人の県民税として、個人の市町村民税とあわせて、市町に納税していただきます。	法人の県民税として、従来の申告書により、県に申告納付していただきます。
適用時期	<b>平成26年度分から</b>	<b>平成26年4月1日以後に開始する事業年度分から</b>
見直し期間	施行後おおむね5年ごとに見直しを行います。	
使いみちの明確化	基金に積み立て、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」のために使います。	
評価制度	第三者による評価委員会を設置し、事業結果等について評価検証等を行うとともに、結果は県民のみなさんに公表します。	

	平成26年度からの 個人住民税(県民税・市町村民税)の均等割額		
	県民税均等割	市町村民税均等割	合計
従来の税額	1,000円	3,000円	4,000円
みえ森と緑の県民税 (平成26年度～)	1,000円	—	1,000円
臨時特例措置 (平成26～令和5年度)	500円	500円	1,000円
合計 (平成26年度～)	2,500円	3,500円	6,000円

**「個人住民税の臨時特例措置」について**

東日本大震災を教訓に、各地方公共団体が平成23年度から平成27年度までの間に緊急に実施した防災のための施策の財源を確保するため、臨時特例措置として平成26年度から令和5年度までの10年間、個人住民税の均等割額が全国的に、年間1,000円引き上げられています。  
(個人県民税500円・個人市町村民税500円)

増収分は、地方公共団体が実施した防災・減災事業に充てられています。

- 防災拠点の整備
- 河川の護岸整備
- 道路の法面整備
- 橋などの耐震化
- 津波避難タワーなどの避難施設の整備 など

## 2 「みえ森と緑の県民税」の使いみち

納めていただいた税金で「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めます。

① 土砂や流木による被害を出さない森林づくり	土砂や流木によって、人家や沿岸などに被害が及ばないよう、洪水緩和や土砂災害防止機能などの森林のはたらきを発揮させるため、森林の整備などを行います。
② 暮らしに身近な森林づくり	放置された里山・竹林の再生や、通学路沿いの森林整備など、暮らしに関わりの深い森林における対策により県民の皆さんの生活環境を保全します。
③ 森を育む人づくり	森林を大切に思い・育む人づくりのため、森林教育の指導者の育成や、教育活動を進めます。
④ 森と人をつなぐ学びの場づくり	子どもたちをはじめ、様々な県民の皆さんに、森林や木材について学び・ふれあう場を提供します。
⑤ 地域の身近な水や緑の環境づくり	自然環境の大切さを感じてもらうため、森林や緑を楽しみ、親しむ環境をつくります。

## 3 問い合わせ先

● 税のしくみに関すること

三重県総務部税収確保課

電話: 059-224-2128 FAX: 059-224-4321

● 税の使いみちに関すること

三重県農林水産部みどり共生推進課

電話: 059-224-2513 FAX: 059-224-2070

